

## 上峰町パートナーシップ宣誓制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町民が多様な特性や個性を理解し、尊重し、価値観を認め合うことで、一人の人間として個性と能力を十分に発揮できる地域社会の形成を目的に行う上峰町パートナーシップ宣誓制度に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が、性的指向(人が情緒的、感情的又は性的な意味で、人に対して魅力を感じることをいう。)が異性のみでない者又は性自認(自己の性別についての認識をいう。)が出生時に届けられた性と異なる者である二人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 町長に対し、パートナーと共同して、双方がパートナーシップにあることを宣誓することをいう。
- (3) 性別違和 自己の身体の性別と自認する性別が一致していないと強く感じ、その違和感が持続的なものをいう。

### (宣誓をする者の要件)

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 成年に達していること。
- (2) いずれか一方が、町内に住所を有しているか又は町内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにならないこと。
- (4) 宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、町長が指定する場所において、町職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、これを町長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類

- 2 一方又は双方が宣誓書に自書することができないときは、宣誓をしようとする者及び町職員の立会いの下で、代筆させることができるものとする。
- 3 宣誓をしようとする者には、宣誓書を提出する時に、それぞれ本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
  - (1) 個人番号カード
  - (2) 旅券
  - (3) 運転免許証
  - (4) その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの
  - (5) その他前各号に準ずるものとして町長が相当と認める書類  
(通称の使用)

第 5 条 宣誓をしようとする者は、性別違和等町長が特に理由があると認める場合には、宣誓において、戸籍上の氏名に代えて、通称（社会生活上日常的に使用している氏名をいう。）を使用することができる。ただし、宣誓書及び第 7 条第 1 項に規定するパートナーシップ宣誓書受領証の裏面部分については、この限りでない。

(町内への転入の届出)

第 6 条 第 3 条第 2 号に規定する町内への転入を予定している者に該当する者は、宣誓書を提出した日から 3 か月以内に、町内への転入を証する住民票の写しを町長に提出するものとする。

(宣誓の証明の方法)

第 7 条 宣誓の証明は、当該宣誓をした者双方に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第 2 号。以下「受領証」という。）を交付して行う。

2 宣誓をした者双方には、受領証のほか、受領印を押印した宣誓書の写しを交付する。ただし、第 3 条第 2 号に規定する町内への転入を予定している者に該当する者においては、転入予定者受付票（様式第 3 号）を交付し、前条の規定による住民票の写しの提出があったときに、宣誓書の写しを添付の上、受領証を交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第 8 条 前条の規定により受領証又は宣誓書の写し（以下「受領証等」という。）の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）が、受領証等の紛失、毀損等の事情により再交付を希望するときは、町長は、受領証等を再交付するものとする。

2 受領証等の再交付を受けようとする者は、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第 4 号）を町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申請については、第 4 条第 3 項の規定を準用する。

(受領証等の返還)

第 9 条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第 5 号)に受領証等を添付して、これを町長に提出しなければならない。受領証等の紛失等により、受領証等を添付できないときも、同様とする。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 双方が町内に住所を有しなくなったとき(転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により一時的に本町域外に転出した場合及び次条第 1 項に規定する場合を除く。)
- (4) 第 10 条の規定により、宣誓が無効となったとき。

2 前項の規定による届出については、第 4 条第 3 項の規定を準用する。

3 町長は、宣誓者が第 1 項各号に定める状態に該当すると認めるときは、受領証等が返還されたものとみなすことができる。

(無効となる宣誓)

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該宣誓又は受領証等に係る宣誓は、無効とする。

- (1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 宣誓書の写し等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるとき。

(宣誓の事前調整)

第 11 条 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時等について町と調整するものとする。

(宣誓書の保存)

第 12 条 町長は、宣誓者のパートナーシップが継続している限り、宣誓書を保存するものとする。ただし、第 9 条第 1 項の規定によりパートナーシップ宣誓書受領証等返還届が提出された場合、同条第 3 項の規定により受領証等が返還されたものとみなした場合又は宣誓者の双方が宣誓書の廃棄を要望する場合は、これを廃棄することができる。

(協定自治体間での相互利用)

第 13 条 宣誓者が、本町とパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している市区町村(以下「協定自治体」という。)へ転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証継続使用届出書(様式第 6 号)を町長に提出したときは、本町が交付した受領証を継続して使用することができる。

2 協定自治体から本町へ転入した者は、当該協定自治体が交付したパートナーシップ宣誓書受領証(継続使用の手続がなされたものに限る。以下同じ。)を

本町において継続して使用することができる。

- 3 前2項の規定により受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証を継続して使用している者が第9条第1号若しくは第2号に該当した場合又は本町及び協定自治体以外の市区町村に転出した場合には、当該受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証を交付した自治体に返還するものとする。
- 4 第1項の規定により継続して使用している受領証の再交付については、第8条の規定を準用する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、上峰町パートナーシップ宣誓制度に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月1日告示第8号)

この要綱は、公布の日から施行する。